

■労働者死傷病報告（第97条関係）

労働者死傷病報告

労働保険番号（建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。）						事業の種類（日本標準産業分類）								
8	1	0	0	1	都道府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	被一括事業場番号				
事業場の名称（建設業にあつては工事名を併記のこと。）														
カナ	事業の種類は、日本標準産業分類（令和5年7月告示）における細分類項目の分類番号4桁を入力してください。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000890407.pdf													
漢字														
工事名														
職員記入欄		都道府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	被一括事業場番号	派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の郵便番号						
派遣先の事業場の労働保険番号								派遣労働者が被災した場合、提出事業者の区分は、派遣先の事業場の名称						
事業場の所在地（住所）														
郵便番号	職種は、日本標準職業分類（平成21年12月告示）における小分類項目の分類番号3桁を入力してください。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000394337.pdf													
被災年月日	年	月	日	時	分	性別								
傷病名	傷病名は別表1を参照して2桁の数値を入力してください。					傷病部位	傷病部位は別表2を参照して2桁の数値を入力してください。							
休業見込	いずれかを選択	死亡日時	入力コード一覧参照		入力コード一覧参照									
災害発生状況及び原因（次の項目に関して詳細に記入すること。）														
略図（発生時の状況を図示すること。）						添付書類のとおり。								
略図は、PNG、BMP、JPEGのいずれかのファイル形式で添付してください。略図以外に添付書類がある場合には、略図は必ず一番最初に添付してください。														
国籍・地域在留資格		国籍・地域コード		在留資格コード		職 起因物		店社コード		自由設定項目				
国籍・地域コードは、別表3を参照して3桁の英数字を入力してください。		在留資格コードは、別表4を参照して2桁の数値を入力してください。								(1) (2) (3)				
事業主職氏名 職名を入力してください														
労働基準監督署長殿 氏名を入力してください														

別表1（以下のうち、2桁のコードをご入力ください。）

(1/3)

コード	傷病名の内容
1 負傷	
01	骨折
02	切断
03	関節の障害（捻挫・亜脱臼及び転位を含む）
04	打撲傷（皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む）
05	創傷（切創、裂傷、刺創及び挫滅創を含む）
06	外傷性の脊髄損傷
07	頭頸部外傷症候群（いわゆる「むちうち症」）
08	火傷（高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く）
12	感電、溺水、窒息等
2 業務上の負傷起因する疾病	
13	頭部又は顔面部の負傷による頭蓋内疾患
14	神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び臓器等の疾患
17	胸部又は腹部の負傷による胸腹部臓器の疾患
18	負傷による腰痛
19	負傷による腰痛以外の四肢等の負傷による非感染症疾患
20	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症
21	異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患
23	爆発等による風圧、音響等に起因する耳の疾患
24	業務上の負傷に起因する疾病（その他）
3 物理的因子による疾病	
25	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患
26	赤外線にさらされる業務による眼疾患又は皮膚疾患
27	レーザー光線にさらされる業務による眼疾患又は皮膚疾患
28	マイクロ波にさらされる業務による眼疾患
29	電離放射線にさらされる業務による放射線障害
31	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病
32	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症
33	暑熱な場所における業務による熱中症
34	高熱物体を取り扱う業務による熱傷
35	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷
36	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患
38	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死
39	物理的因子による疾病（その他）
4 身体に過度の負担がかかる作業態様に起因する疾病	
40	重激な業務による筋肉等の疾患又は内臓脱（腰痛を除く）

別表1 (以下のうち、2桁のコードをご入力ください。)

(2/3)

コード	傷病名の内容
41	負傷に起因しない腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛
42	振動障害
43	上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣等
44	上肢に過度の負担のかかる業務による腱鞘等の炎症
45	上肢に過度の負担のかかる業務による頸肩腕症候群
46	身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病 (その他)
5	化学物質等による疾病
47	化学物質等にさらされる業務による厚生労働大臣の定める疾病
48	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による呼吸器疾患
49	合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による粘膜の炎症等
50	すす等にさらされる業務による皮膚疾患
51	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、呼吸器疾患
52	抗生物質等にさらされる業務等によるアレルギー性の鼻炎等
53	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患
54	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症
55	化学物質にさらされる業務による疾病 (その他)
94	石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
6	粉じんの吸収による疾病
56	じん肺又はじん肺合併症
7	細菌、ウイルス等の病原体による疾病
57	病原体を取り扱う業務による伝染症疾患
60	動物又は動物性のもの等を取り扱う業務による伝染性疾患
61	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症
62	屋外における業務による恙虫病
63	病原体にさらされる業務による疾病 (その他)
8	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務
64	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍
65	ベータナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍
66	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
68	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
69	ビス(クロロエチル)エーテルにさらされる業務による肺がん
70	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん
71	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫
72	ベンゼンにさらされる業務による白血病
73	ベリリウムにさらされる業務による肺がん

別表1 (以下のうち、2桁のコードをご入力ください。)

(3/3)

コード	傷病名の内容
74	1, 2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん
75	ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん
76	オルトトルイジンにさらされる業務による膀胱がん
77	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務
81	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん
82	電離放射線にさらされる業務によるがん
83	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
84	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
85	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん
86	クロム酸塩等を製造する工程における業務による肺がん等
87	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん等
90	無機砒素化合物を製造する工程における業務等における肺がん等
91	すす等にさらされる業務による皮膚がん
92	がん原性物質等にさらされる業務による疾病 (その他)
9	過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等
95	過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等
10	強い心理的負荷を伴う業務による精神障害
96	強い心理的負荷を伴う業務による精神障害
11	その他の業務に起因することの明らかな疾病
93	その他の業務に起因することの明らかな疾病

別表 2

(1 / 2)

コード	傷病部位の内容
11	頭蓋部
12	眼
13	耳
14	口
15	鼻
16	顔
18	頭部中の複合部位
19	頭部で部位不明のもの
21	頸部
31	背部
32	胸部
33	腹部
34	骨盤部
38	胴体中の複合部位
39	胴体で部位不明のもの
41	肩
42	上膊
43	ひじ
44	前膊
45	手首
46	手
47	指
48	上肢中の複合部位
49	上肢で部位不明のもの
51	臀部（しり）
52	もも
53	ひざ
54	すね
55	足首
56	足
57	足指
58	下肢中の複合部位
59	下肢で部位不明のもの
61	頭部と胴体、頭部と肢体
62	胴体と肢体
63	上肢と下肢

コード	傷病部位の内容
68	その他の複合部位
69	複合部位不明のもの
71	循環器系統
72	呼吸器系統
73	消化器系統
74	神経系統
78	その他の一般的傷病
79	一般的傷病不明のもの
99	傷病部位不明のもの

別表 3

(1 / 2)

コード	国籍・地域
A01	中国（香港等を含む）
A02	韓国
A03	台湾
B01	フィリピン
B02	タイ
B03	ベトナム
B04	インドネシア
B05	マレーシア
B06	ミャンマー
B07	カンボジア
B08	ラオス
B09	シンガポール
B10	ブルネイ
C01	インド
C02	バングラデシュ
C03	パキスタン
C04	スリランカ
C05	ネパール
C06	モンゴル
C07	イラン
C08	トルコ
C09	イスラエル
C10	パレスチナ
D01	アメリカ
D02	カナダ
E01	ブラジル
E02	ペルー
E03	ボリビア
E04	アルゼンチン
E05	コロンビア
E06	パラグアイ
E07	メキシコ
E08	チリ
F01	イギリス
F02	フランス
F03	ロシア

別表 3

(2 / 2)

コード	国籍・地域
F04	ドイツ
F05	ルーマニア
F06	イタリア
F07	ウクライナ
F08	スペイン
F09	アイルランド
F10	スウェーデン
F11	オランダ
F12	スイス
F13	ポーランド
F14	デンマーク
F15	ノルウェー
F16	ベルギー
F17	ハンガリー
F18	チェコ
G01	ガーナ
G02	ナイジェリア
G03	エジプト
G04	オーストラリア
G05	ニュージーランド
G99	その他

別表4

(1 / 2)

コード*	在留資格
01	教授
02	芸術
03	宗教
04	報道
05	経営・管理
06	法律・会計業務
07	医療
08	研究
09	教育
12	企業内転勤
13	興行
14	技能
15	技能実習
16	文化活動
17	短期滞在
18	留学
20	研修
21	家族滞在
26	永住者
27	日本人の配偶者等
28	永住者の配偶者等
29	定住者
35	技術・人文知識・国際業務
39	高度専門職 1号
40	高度専門職 2号
45	介護
71	特定技能 1号 (介護)
72	特定技能 1号 (ビルクリーニング)
73	特定技能 1号 (素形材産業)
74	特定技能 1号 (産業機械製造業)
75	特定技能 1号 (電気・電子情報関連産業)
76	特定技能 1号 (建設)
77	特定技能 1号 (造船・舶用工業)
78	特定技能 1号 (自動車整備)
79	特定技能 1号 (航空)
80	特定技能 1号 (宿泊)

コード	在留資格
81	特定技能1号(農業)
82	特定技能1号(漁業)
83	特定技能1号(飲食料品製造業)
84	特定技能1号(外食業)
85	特定技能2号(建設)
86	特定技能2号(造船・船用工業)
23	特定活動(ワーキングホリデー)
24	特定活動(EPA)
36	特定活動(建設分野)
37	特定活動(造船分野)
38	特定活動(外国人調理師)
41	特定活動(ハラール牛肉生産)
42	特定活動(製造分野)
43	特定活動(家事支援)
44	特定活動(就職活動)
46	特定活動(農業)
47	特定活動(日系4世)
31	特定活動(高度学術研究活動)
32	特定活動(高度専門・技術活動)
33	特定活動(高度経営・管理活動)
34	特定活動(高度人材の就労配偶者)
25	特定活動(その他)
30	不明
99	その他(いわゆる不法就労を含む)